

議案第27号

平成30年度鳥取県一般会計補正予算（第5号）

平成30年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,029,361千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ366,519,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年10月5日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 55,495,391	千円 2,603,250	千円 58,098,641
	1 国庫負担金	22,258,973	2,001,000	24,259,973
	2 国庫補助金	32,386,977	602,250	32,989,227
13 繰越金		2,621,099	73,111	2,694,210
	1 繰越金	2,621,099	73,111	2,694,210
15 県債		52,379,000	1,353,000	53,732,000
	1 県債	52,379,000	1,353,000	53,732,000
歳 入 合 計		362,489,745	4,029,361	366,519,106

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 26,554,639	千円 30,000	千円 26,584,639
	1 総 務 管 理 費	12,355,927	30,000	12,385,927
3 民 生 費		44,802,842	6,600	44,809,442
	2 児 童 福 祉 費	11,767,462	6,600	11,774,062
6 農 林 水 産 業 費		24,583,661	59,517	24,643,178
	1 農 業 費	5,366,115	5,000	5,371,115
	3 農 地 費	6,415,360	20,000	6,435,360
	4 林 業 費	7,225,961	31,000	7,256,961
	5 水 産 業 費	2,808,801	3,517	2,812,318
7 商 工 費		17,927,192	894	17,928,086
	1 商 業 費	3,142,559	894	3,143,453
8 土 木 費		49,479,069	250,000	49,729,069
	3 河 川 海 岸 費	12,513,614	250,000	12,763,614
11 災 害 復 旧 費		18,077,911	3,682,350	21,760,261
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,161,222	667,350	3,828,572
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	14,916,689	3,015,000	17,931,689
歳 出 合 計		362,489,745	4,029,361	366,519,106

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	治山施設等災害関連事業費	^{千円} 150,000
計			150,000

変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
11 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	30年建設災害復旧費	千円 12,760,000	千円 15,760,000
計			12,760,000	15,760,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
漁場環境保全事業補助	平成31年度から 平成32年度まで	千円 7,034

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
治 山 費	千円 604,000				千円 624,000			
河 川 総 務 費	1,427,000				1,677,000			
林 道 施 設 災 害 復 旧 費	77,000				96,000			
治 山 施 設 等 災 害 関 連 事 業 費	258,000				308,000			
建設災害復旧費	4,665,000				5,679,000			

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。